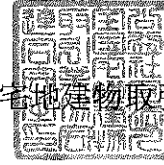


27(公社)全宅連発政策第10号

平成27年4月20日

都道府県協会会長殿

27.4.24



(公社)全国宅地建物取引業協会連合会

政策推進委員長 小林

勇



森林法に基づく届出制度周知のお願いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、林野庁より森林法に基づく「森林の土地の所有者となった旨の届出」制度について、無届出取引の防止の観点から制度についての周知依頼がございました。当該制度については、平成24年4月1日に施行され、個人・法人、面積に関わらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併等により、新たに森林の土地の所有者となった場合、土地の買受者や相続人が届出を行うこととなっています。

つきましては、本制度の概要を記載したリーフレット及び機関紙記載文イメージを同封致しますのでご活用いただき、貴協会傘下会員業者に対しご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

【別添資料】

1. リーフレット「森林の土地を取得したときは届出が必要です」 1部
2. 機関紙掲載文イメージ 1部

《本件に係るお問い合わせ先》

林野庁森林整備部計画課森林計画指導班

課長補佐 松本純治

森林調査技術専門官 土屋禎治

TEL : 03-6744-2300

FAX : 03-3593-9565

《当該制度関連URL (林野庁)》

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>

以 上